

指名停止等一覧表

期間：令和元年10月1日～令和元年12月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由	
有限会社 小牧林業	宮崎県 小林市須木内山5222番地	自:令和元年11月14日 至:令和元年11月27日	2週間	「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」に基づく、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1（当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準） 別表第1 第7号 （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	有限会社小牧林業は、宮崎森林管理署長発注の森林整備事業において、令和元年10月31日に林道補修作業に従事するため、同僚が重機で積み込んだ砂利を不整地運搬車で運び、下ろした砂利をキャタピラで転圧しようと車体を前後に数回の操作をしていた時、誤って林道直下の川床へ不整地運搬車ごと転落し、不整地運搬車の下敷きにより受災したと推測される死亡災害が発生させた。 このことは、「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」(平成24年9月25日付け24林国管第80号林野庁長官通知)に基づく、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(最終改正:令和元年7月1日元林政政第170号林野庁長官通知)の別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。
株式会社 住商産業	熊本県 熊本市東区小山4-9-70	自:令和元年12月12日 至:令和2年1月11日	1ヶ月間	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準） 別表第1 第13号 （建設業法違反行為） 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	住商産業株式会社は、建設業法第3条第1項(建設業の許可)の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項(建設業法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事)で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号(指示及び営業の停止)に該当するとして、令和元年11月15日に国土交通大臣より指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(最終改正:令和元年7月1日元林政政第170号)の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。